不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>閲覧の禁止等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部建築審査課建築審査係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市建築計画概要書等の閲覧に関する規程第８条
　当該職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止し、又は停止することができる。
⑴　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
⑵　前２条の規定に違反した者
⑶　建築計画概要書等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td>新座市建築計画概要書等の閲覧に関する規程第６条
　建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、新座市建築計画概要書等閲覧申出書を市長に提出し、当該職員の指示に従つて閲覧しなければならない。
同第７条
　建築計画概要書等を閲覧する者は、建築計画概要書等を閲覧等の場所以外に持ち出してはならない。</td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（不利益処分をするかどうかの判断基準が規程に具体的に規定されている。）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定（　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>